

新田緑道の再整備に併せた、緑道の魅力アップにつながる 事業についてのサウンディング型市場調査（対話）

【 実 施 要 領 】

横浜市では、令和元年9月に「公園における公民連携に関する基本方針」を策定し、これまで以上に多様な主体との連携による公園の利活用を進めていくこととしています。

今回の対話はそのひとつとして、港北区にある新田緑道の再整備事業の機会を捉え、民間事業者等の多様な主体と連携し、緑道の魅力アップにつながる事業実施の可能性を探るため、サウンディング型市場調査を実施します。

今回の対話結果を踏まえ、事業者公募の可否や公募する場合の条件等を今後検討していきます。

●概 要

【期 間】令和6年2月1日（木）～2月14日（水）（1グループ1時間程度）

【場 所】横浜市役所会議室

※ 日時連絡の際に、具体的な会場を御案内します。

【対象者】事業実施に関心のある事業者、団体等

【方 法】直接対話

●申 込

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付のうえ、お申し込みください。

【申込期間】令和6年1月10日（水）から2月8日（木）まで

【申 込 先】横浜市環境創造局 公園緑地整備課 北部担当

Eメール：ks-koenseibi-h@city.yokohama.jp

メール件名は【対話参加申込】としてください。

【留意事項】 対話可能日時を5つ以上選択のうえ、希望順位も御記入ください。申込みいただき次第、順次日時等を御連絡します。

1 目的

「新田緑道」は、北新横浜から新吉田まで鶴見川に沿うように南北に約 1.8 km 延びる緑道です。

当該緑道は広場、ベンチ、壁打ちテニス用ボード、トイレ等の施設を備え、昭和 61 年の開園以来、近隣の方々の散歩、休憩、遊び等の場として広く利用されてきました。しかし、開園から 30 年以上が経過し、トイレをはじめとする施設の老朽化が進んでいることから、令和 2 年度から再整備事業を進めています。

再整備事業に際し、県道川崎町田以南（1～7ブロック）において、これまで近隣の方々に多く利用されてきた広場や壁打ちテニス用ボード、トイレ等の施設を更新し、地域の遊びの場・健康活動の場としての利用を基本に、公民連携により緑道の魅力を更に高めるとともに、維持管理の効率性の向上を図っていききたいと考えています。

具体的には、Park-PFI（公募設置管理制度）を活用し、緑道内への収益施設の設置と併せ、トイレ等の整備及び維持管理を行っていただく民間事業を想定しています。

2 対象公園の概要等

(1) 新田緑道の概要

所在地・交通	横浜市港北区新羽町 1669-6 横浜市営地下鉄ブルーライン新羽駅から徒歩 4 分 (7ブロック) 横浜市営地下鉄ブルーライン北新横浜駅から徒歩 6 分 (1ブロック)
面積・公園種別	21,134 m ² 緑道※ 1ブロック：約 1,640 m ² 、7ブロック：約 1,350 m ² ※ 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地（都市公園の種別のひとつ）
用途地域（都市計画法）	準工業地域
建ぺい率（都市公園法）	原則 2% ※都市公園法第 5 条に規定される Park-PFI により整備を行う場合は、建ぺい率が 10% 上乗せできる特例有
主な公園施設	園路・広場・休憩施設（ベンチ・水飲み等）・トイレ
位置図・案内図	本要領 6 ページに掲載
現況写真・図面（平面図）	本要領 7～9 ページに掲載

(2) 新田緑道の立地環境及び状況

当該緑道は新羽駅及び北新横浜駅から徒歩圏にあり、周辺には工場や住宅が立ち並んでいます。緑道の清掃・除草等の日常的な管理は公園愛護会が担い、ブロックによっては自治会のお祭りが開催されることもあります。

当該緑道は昭和 61 年の開園から 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、令和 2 年度から再整備事業に着手しています。令和 5 年度中に県道川崎町田以北(8～14 ブロック)の工事が完了する予定であり、今回対話の対象となる南寄り(1～7 ブロック)は地域の皆様の意見を聞きながら設計を進め、令和 6 年度から複数年にわたる再整備を予定しています。このうち、トイレが設置されているのは 1 ブロック及び 7 ブロックです。

3 ご提案に当たって市が期待していること

(1) トイレ

- ① 1 ブロック及び 7 ブロックのいずれか又は両方において、トイレを整備し、維持管理を行う提案をしてください。

整備の水準は、1 ブロックのトイレは多機能トイレ 1 室(大 1 穴※洋式、オストメイト、ベビーベッド、ベビーチェア)、7 ブロックのトイレは男子 1 室(大 1 穴※洋式、小 1 穴)女子・多機能 1 室(大 1 穴※洋式、オストメイト、ベビーベッド、ベビーチェア)とします。

- ② ①の整備水準を満たし、かつ、自由に利用できる場合、収益施設内のトイレで兼ねることも可能です。この場合は利用可能時間の想定もご提案ください。
- ③ 維持管理の範囲は日常の基本的な清掃等を想定しています。
- ④ 収益施設内のトイレを除き、トイレの整備・維持管理に伴う上下水道や電気等のインフラ設備及び使用料は、本市が整備及び負担する予定です。

(2) 公園の機能向上のための収益施設

- ① 整備費、維持管理費及び上下水道や電気等のインフラ設備の使用料は、提案者が自ら負担するものとしてご提案ください。
- ② 収益施設の設置は、都市公園法第 5 条に基づく「公募設置管理制度(Park-PFI)」によることとし、公園施設として認められる用途で提案してください。また、横浜市公園条例に基づく使用料を徴収することを想定しています。

【参考】使用料(建物設置の場合)：1 か月当たり 1 m²につき 160 円

- ③ 収益施設の設置箇所は、更新予定のトイレがある 1 ブロック及び 7 ブロックのいずれか又は両方とします。また、緑道の幅員が約 10～15m のため、設置する収益施設の奥行については約 4～5 m で想定してください。(本要領 8～9 ページをご参照ください。)
- ④ 現況の高木や意匠性のあるベンチは本緑道の特徴づける施設のため、残置を予定しています。これらの施設に支障のない範囲での収益施設等の設置をご提案ください。(本要領 8～9 ページをご参照ください。)
- ⑤ 緑道内の地盤はおおむね平坦です。
- ⑥ 緑道には公共下水道管が埋設されているため、公共下水道に支障を及ぼす規模の掘削は行えません。

- ⑦ 本緑道の広さや緑道としての位置づけから、駐車場の設置はできません。(運営管理に必要な管理者用駐車スペースの設置等の提案は可能です。)

(3) そのほか収益施設の周辺部に整備する施設

- ・ 収益施設の周辺部において、緑道としてふさわしい機能（園路、遊具、ベンチ、水飲み、花壇等）の整備をご提案ください。

※ 事業者が整備する以外の緑道として備えるべき機能（園路、広場等）の再整備は、本市が行う予定です。具体的な整備内容は、今回の対話結果や地域の要望を踏まえて今後決定します。

4 対話の場で伺う内容

※ 以下の内容のうち、ご意見・ご提案のない項目があっても構いません。

※ 説明資料の提出は任意です。

- (1) 新田緑道に対する評価（立地や周辺環境に対する長所・短所）
- (2) トイレの整備及び維持管理について
 - ① 整備の内容（位置、規模、備品設備等）
 - ② 維持管理の内容（利用可能時間、清掃頻度等）
- (3) 収益施設の事業アイデアについて
 - ① 業態、内容、営業時間 等
 - ② 施設内容（位置、規模（床面積や階数等）、想定されるインフラ等）
- (4) そのほか収益施設の周辺部に整備する施設について
 - ・ 整備の内容（園路、遊具、ベンチ、花壇等）
- (5) 事業期間の想定
- (6) 事業に当たっての市への要望

5 横浜市が現時点で想定する事業のイメージ

- ・ カフェや物販店等収益施設の設置及びトイレの整備・維持管理等
- ・ 屋内運動施設の設置及びトイレの整備・維持管理等

※ 上記はあくまで想定であり、新たな視点での利活用アイデアをお待ちしています。

6 留意事項

(1) 対話参加の扱い

対話への参加実績は、今後事業者募集が行われた場合の評価の対象とはなりません。

(2) 対話内容の扱い

対話でお伺いした内容は、今後の事業者募集の参考とさせていただきます。

(3) 対話に関する費用

対話に要する費用は、提案者の負担とさせていただきます。

(4) 対話結果の公表

- ① 対話結果の公表に際して、あらかじめ参加者に表現の確認を行います。
- ② ご提案内容等を簡潔化し、結果概要としてウェブサイト等で公表します。
- ③ 参加者名は、公表しません。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の参加者として認めません。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体
- ② 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ③ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

7 お問合せ先

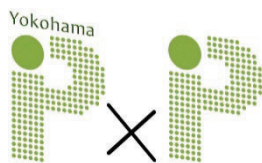
横浜市環境創造局 公園緑地整備課 北部担当

所在地：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話番号：045-671-3945

ファクス：045-671-2724

Eメール：ks-koenseibi-h@city.yokohama.jp

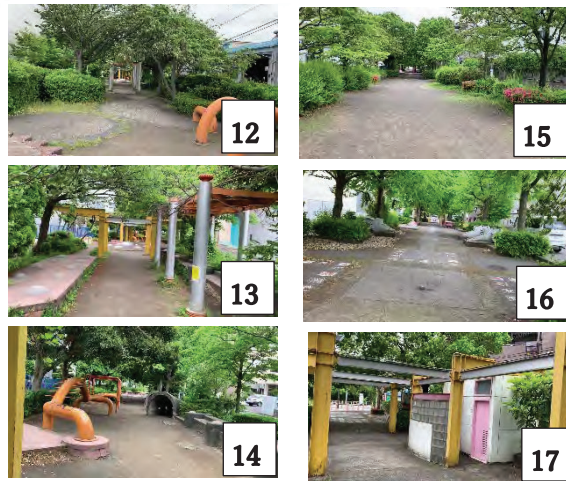
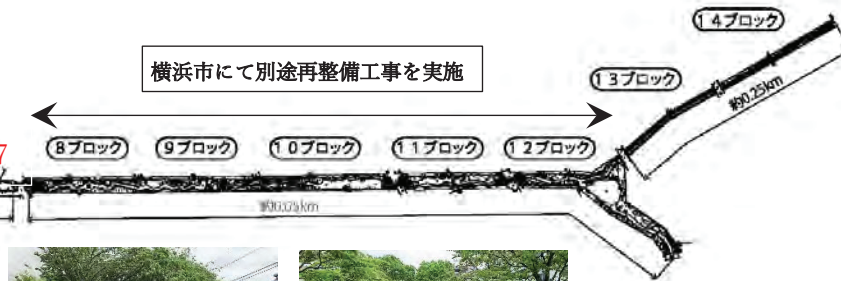
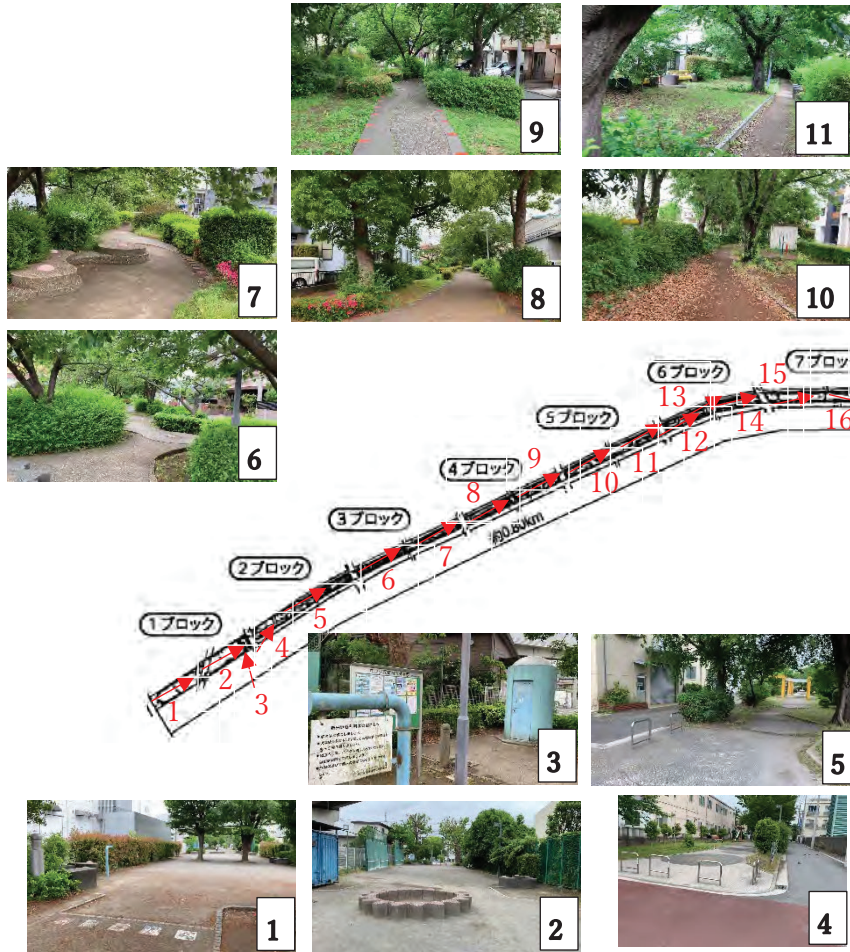


横浜市では、公園の利活用に特化した窓口「Park-PPP Yokohama（略称：P×P）」を設置し、公園における公民連携の取組を推進しています。

<新田緑道状況写真>



- ・トイレは1ブロックおよび7ブロックにあります。
(写真番号3および17参照)
- ・1ブロックに設置する建物施設の奥行きは約5.0m
7ブロックについては約4.0mとします。
(緑道の幅員は、1ブロックは約15.0m、7ブロックは約10.0mです。)



<新田緑道現況図面（収益施設設置想定ブロックのみ抜粋）（平面図）>

